

不妊治療における先進医療・民間の医療保険について

- 不妊治療が保険化されましたが、保険診療と組み合わせて行うことのできる**先進医療（タイムラプス、ERA/EMMA/ALICE検査等）**は、**高額療養費制度の対象外**となっています。



ご自身で加入されている**民間の医療保険に先進医療特約を付加されている方は、保障の対象となる場合があります。**

- 2022年4月以降、以下の項目に関して『手術』の分類となったため、ご自身で加入されている**民間の医療保険や生命保険**によっては給付の対象となる場合があります。

- ・人工授精
- ・採卵術
- ・胚移植術（新鮮胚移植・融解胚移植）
- ・体外受精・顕微授精管理料（受精）
- ・受精卵・胚培養管理料（培養）
- ・胚凍結保存管理料（凍結）

保障の対象かどうかにつきましては、**ご自身で加入されている民間の医療保険・生命保険会社に各自お問い合わせください。**

※給付手続きに書類（証明書）が必要な場合は受付窓口にてご提出ください。書類作成に際し、文書料と2週間程の期間がかかります。

※同じ治療であっても自費で行っている場合や、保険加入から一定期間経過後でないと保障対象外となる場合がありますのでご注意ください。